

福岡県医発第2190号(保)

平成17年 3月 4日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



手術等の施設基準における前年実績の確認について

「中枢神経磁気刺激による誘発筋電図及び光トポグラフィー、ポジトロン断層撮影並びに特殊CT撮影及び特殊MRI撮影に係る施設共同利用率」及び「エタノールの局所注入（甲状腺、副甲状腺）、手術及び高エネルギー放射線治療に係る年間実施件数」の取扱いにつきまして、基本的に前年（1月から12月）実績をもって施設基準の適合性を判断し、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、今年の4月1日から翌年3月末日まで所定点数で算定できることとなっています。

そこで、福岡社会保険事務局より各届出医療機関に対し、各項目について実績を確認し、実績を満たしていない場合には、辞退届または変更届の提出をされるよう通知されていますので、ご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



事 務 連 絡

平成17年2月28日

福岡県医師会長 殿

福岡社会保険事務局保険課長

手術等の施設基準における前年実績の確認について

医療保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成16年診療報酬改定に伴い手術等の施設基準の要件が変更されました。別添写のとおり、届出済（手術に関しては所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術）の保険医療機関開設者あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。





平成17年2月28日

該当保険医療機関 開設者 様

福岡社会保険事務局保険課医療係

手術等の施設基準における前年実績の確認について

医療保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

標記のことについては平成16年診療報酬改正に伴い、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成16年2月27日保医発0227003号）において、「中枢神経磁気刺激による誘発筋電図及び光トポグラフィー、ポジトロン断層撮影並びに特殊CT撮影及び特殊MRI撮影に係る施設共同利用率」及び「エタノールの局所注入（甲状腺、副甲状腺）、手術及び高エネルギー放射線治療に係る年間実施件数」が示されています。

これらの取扱いについては、基本的に前年（1月から12月）実績をもって施設基準の適合性を判断し、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、今年の4月1日から翌年3月末日まで所定の点数を算定できるものとされています。

つきましては、各項目に該当する医療機関におかれましては別紙を参考にその実績を確認していただき、実績を満たしていない場合は、辞退届または変更届の提出をお願いします。

なお、今回の点検における報告は必要ありませんので申し添えます。

また、本年7月の定例報告時にその実績を確認しますのでご承知おきください。

送付先及び問合せ先

〒 812-8534

福岡市博多区博多駅前3-25-21

博多駅前ビジネスセンター2階

福岡社会保険事務局保険課医療係

TEL 092-415-3689

別紙

施設基準名称	施設基準適合要件		適合の場合	不適合の場合	算定期間
	年間共同利用率	年間実施件数			
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図、光トポグラフィー	20%以上	——	届出、報告不要	辞退届の提出(H17. 4. 1付辞退)	H17. 4. 1からH18. 3. 31
ポジトロン断層撮影	20%以上	——	届出、報告不要 (100分の80で届出している場合は100分の100で届出)	100分の80で届出 (100分の80で届出している場合は辞退届不要)	"
特殊CT撮影及び特殊MRI撮影	5%以上	——	届出、報告不要	辞退届の提出(H17. 4. 1付辞退)	"
エタノールの局所注入	——	20件	届出、報告不要 (100分の70で届出している場合は100分の100で届出)	100分の70で届出 (100分の70で届出している場合は辞退届不要)	"
高エネルギー放射線治療	——	100件	届出、報告不要	辞退届の提出(H17. 4. 1付辞退)	"

※ 表中の年間共同利用率と年間実施件数は平成16年1月から12月のもの

○施設基準に適合している場合にあっては、所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術の届出医療機関

- ・平成16年1月から平成16年12月までに実施した症例数が、各区分ごとに適合要件となっている症例数を満たし、他の要件も満たせば、届出、報告は不要であるが、満たさなかった場合は辞退届(H17.4.1付)を提出すること。(専門医として届出をしている場合も同様の考え)
- ・一般の症例数の基準を満たさない場合でも、専門医としての症例数の要件を満たし、他の要件も満たせば変更届(H17.4.1付)が必要。
- ・辞退となる場合でも、『施設基準に適合していない場合にあっては、所定点数の100分の30に相当する点数を減算することとなる手術』に適合し、算定する場合は、別途福岡社会保険事務局あての届出が必要。(届出期限:平成17年3月22日)

○施設基準に適合していない場合にあっては、所定点数の100分の30に相当する点数を減算することとなる手術の届出医療機関

- ・平成16年1月から平成16年12月までに実施した症例数が、各区分ごとに適合要件となっている症例数を満たし、他の要件も満たせば、前述の加算の算定が可能であるが、福岡社会保険事務局あての届出が必要。(届出期限:平成17年3月22日)

※ 届出方法は通常の施設基準のとおりですが、期限以降に届出た場合は、算定開始年月日が平成17年5月以降となりますので注意が必要です。